

17 八代市立二見中学校部活動規定

- 1 目的 本校部活動は、部員の体力及び健康増進に努めるとともに、スポーツの愛好と精神面技術面の向上を目指す。また、良い友人関係をつくるとともに心身の健全な二見中生徒の育成に努め、校風の高揚を図ることを目的とする。
- 2 方針 本校部活動は、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下実施し、その充実と振興を図るとともに、その指導者は本校職員であるものとする。
- (1) 指導方針は上記の意義を踏まえつつ、「はばたけ、八代っ子（平成30年8月改定）」及び学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かすべく、次の事項に配慮する。
- ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
- イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズに応え、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
- ウ バランスのとれた生活やスポーツ障害・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
- エ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。
- (2) 「学校の運動部活動に係る活動方針」は「はばたけ、八代っ子（平成30年8月改訂）」に沿って作成した部活動規定に則り、毎年度、策定する。
- (3) 各部活動の顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画並びに活動実績報告を作成し、校長に提出する。
- (4) 各部活動の活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。
- 3 役員 校長 教頭 P T A会長 部活動主任（体育主任）
会計（教員1名） 監査（P T A 2名）
- 4 役員の任務 (1) 役員は、部活動全体を掌握し、部活動の推進に努める。
(2) 役員は、臨時に役員会を開くことができる。
- 5 設置部 男子バレーボール部および女子バレーボール部
- 6 部の廃止・休止並びに新設 部の廃止・休止、あるいは新設については、検討委員会を設置し、部活動総会を経て校長が決定する。
検討委員会の構成委員は、次の者とする。
(学 校) 校長、教頭、教務主任、部活動主任、各部の担当者（各代表）
(P T A) 会長、副会長
(部活動) 各部後援会長、副会長等の代表2人
- 7 社会人指導者 社会人指導者を必要とする場合、校長の承認の下、校長が委嘱する。

8 入 部 生徒は入部届けを提出し、校長の許可を得て活動する。地域のスポーツクラブに参加している生徒も入部することができる。

9 退 部 退部は本人と部の顧問、保護者とで検討し、退部届を提出して認められる。

10 練 習 練習日、練習時間及び練習試合においては、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

週日数	5日以内	
週休養日	○平日1日以上 ○週末（土曜日及び日曜日）1日以上 ※毎月第1日曜日は完全休養日	合計2日以上

ア 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。

イ 長期休業日は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

ウ 各テスト前後の練習休止について

○実力・考査→休止なし

○中間・期末（学年末）考査→3日前より休止

(2) 練習時間

平日の練習時間	長くとも2時間程度
土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	長くとも3時間程度

※冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

11 活 動 場 所 原則として、本校施設を利用するが、必要があれば校長の許可を得て、活動場所を変更することができる。

12 練 習 試 合 (1) 練習試合（練習会）の範囲については、原則として県域内とする。

(2) 練習試合（練習会）は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。

(3) 対外試合及び練習試合などの参加については、事前に引率計画を校長に提出し承認を得るものとする。

13 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月1日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断の下、次の(1)から(3)の大会について参加を承認する。

(1) 生徒が参加する運動競技大会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。

(2) 国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。

(3) このほかの大会参加については生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、下記の表を参考に各部活動が参加する大会を精査する。

中学校体育連盟主催大会（年1回）及び 共催大会（年2回）以外の大会出場参加目安	年間 10大会以内
--	--------------

- 14 事故防止 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先し、次の点に留意する。
- ・気候変動等により、生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - ・夏季においては、「熱中症予防指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。
 - ・気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこととする。
 - ・落雷等の危険がある場合は、屋外での活動を中止する。
 - ・万一事故発生の場合は、校長（教頭）並びに保護者に連絡し、速やかに適切な処置をとることとする。

- 15 部 費 部活動加入費を指導者用具費として徴収する。

- 16 大会参加料等 各部に関わる大会参加料や用具代等の費用については、各後援会費から支出することとし、指導者は必要に応じて後援会長（保護者代表）に相談し対応する。

- 17 合同部活動 本校は生徒数及び部活動加入生徒数が少ないため、単一校だけでの大会等への出場ができない状況にあり、他校との合同で活動することがある。合同部活動を編成するに当たっては、両校の校長、顧問、後援会長が話し合いの上、合同部活動規定を作成し、それに準じて活動する。その場合、次の点に留意する。

- ア 競技力向上を目的としないこと。
- イ 練習計画の作成や引率教員の確保ができること。
- ウ 活動場所への移動、活動中の事故への対応が可能であること。
- エ 当該校同士の校長の承認のもとに行うこと。

(1) 練習日

- ・合同での練習は休業日とし、課業日は原則活動を行わないこととする。
- ・休業日に練習試合等で1日活動した場合は、翌日の練習を半日とする。

週日数	5日以内		
週休養日	土曜日・日曜日に練習	平日2日	合計2日 以上
	土曜日又は日曜日に練習	平日1日と週末1日	

(2) 練習会場

活動を行う練習会場は、各学校の体育館を原則使用し、使用状況や使用頻度等を考慮して、練習会場を決めることとする。

- 18 その他 部活動の加入に関係なく、中体連陸上（9月）、駅伝大会（10月）の練習には選ばれた生徒で取り組む。中体連陸上・駅伝の練習については、部活動基準に準じて別途計画する。